



## 「2019さが総文」御参加、御来場ありがとうございました！



令和元年7月27日（土）から8月1日（木）の6日間、佐賀県内各地で第43回全国高等学校総合文化祭「2019さが総文」を開催しました。大会初日の総合開会式では、秋篠宮親王・秋篠宮眞紀子内親王の御臨席を賜り、佐賀市文化会館を会場に県内外、海外の生徒336名が出演する三部構成のステージを行いました。

また、総合開会式に引き続き行われたパレードは、佐賀バルーンミュージアムから佐賀城本丸歴史館までの約800mのコースで、全国59校、約1,800人の高校生たちが華やかな演奏、演技を披露しました。初日の開会行事のほか、6日間の大会期間中における23の部門大会まで含めると5,000人以上の県内高校生が大会の原動力となってくれました。

国際交流事業では、オランダ王国、中華人民共和国、大韓民国の高校生たちが、県内外の高校生たちと様々な活動や総合開会式での交流発表を通して相互理解を深めました。

「2019さが総文」に全国から参加してくれた高校生は約18,000人、観覧者は90,000人を超え、皆さんからは「佐賀県の方は皆さん親切にしてくれた」「心温まる大会だった」という感想を多数いただきました。これは、運営に尽力してくださった高校生や先生方すべての力が結集したからこそこの成果です。

御参加、御来場いただいた皆さま、長期間にわたる大会準備にあたられた皆さま、本当にありがとうございました。



**詳しくは** 全国高総文祭推進室 ☎ 0952(25)7584 FAX 0952(25)7067 ✉ sagasoubun@pref.saga.lg.jp

### 佐賀県育英資金(奨学金)制度のお知らせ

佐賀県育英資金は、経済的理由により高校等への修学が困難な生徒に対して、奨学金を無利子で貸与する制度です。

#### 1 貸与の対象者 (1)～(3)の全てを満たす方

- (1) 次のいずれかに在学していること
  - ・高等学校(専攻科を含む)・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・専修学校高等課程
- (2) 親権者又は未成年後見人が佐賀県内に居住していること
- (3) 学資の支払いが困難であること(所得基準があります)

#### 2 貸与額(上限額) 令和2年度採用者より

区分	月額	備考
基礎額	18,000円	・全生徒対象
私学加算額	12,000円	・私立学校へ在籍する生徒のみ対象 ※就学支援金の割増を受ける場合は減額
高額通学費加算額 (通学費から5,000円を差し引いた額)	上限なし	・県内高校等へ在籍する生徒のみ対象 ※返還免除制度あり(免除には要件あり、手続きが必要)

#### 入学時加算金 (入学時)

国公立	私立
10万円	20万円

#### 3 申し込み先・募集期間

	申し込み先	募集期間
予約募集	在学している中学校等	中学3年生の9月頃
在学募集	在学している高等学校等	高校等在学時の4月頃

※学資の支払いが著しく困難である家庭については随時募集(高校在学時8月～2月)も行っています。



**詳しくは** 教育総務課 ☎ 0952(25)7148 FAX 0952(25)7281 ✉ ikueishikin@pref.saga.lg.jp

# ICTを利活用した教育に取り組んでいます!

県教育委員会では、高度情報化、グローバル化が急速に進展する社会にあって必須となるコミュニケーション能力や情報活用能力の育成など、児童生徒の主体的な学びを創造し教育の質を向上させる目的で、全県規模でICT利活用教育を推進しています。

## 学習用パソコン等を活用して思考を深める!

県立学校では、平成26年度から電子黒板と一人1台の学習用パソコンを使用した教育を進め、一人一人の個性と能力に応じた分かりやすい授業を実施しています。

一斉学習、個別学習、協働学習など、学習用パソコン等を活用し、授業の内容に応じてこれらを組み合わせたスタイルの学習を実施しており、生徒が主体的に学び、思考を深めあう姿が見られます。



たとえば、生徒は与えられた課題に対してまず単独で取り組み、その後クラスメイトと話し合ったり情報を共有したりするなど、協働学習を行います。

協働学習を行うことで、与えられた知識だけでは得られない気付きを得たり、新しい視点を見つけたりします。



また、生徒は学習用パソコンを使用して個別学習を重ねることができます。

自分の学習データを分析し、得意な分野と苦手な分野を認識し、苦手な分野を繰り返し学習するなど、苦手分野を克服するための取組を行うことも可能になります。

## 学習用パソコンを活用した学習場面



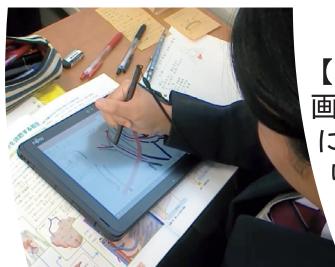
### 【一斉学習】

生徒の学習用パソコンの画面を電子黒板に投影し、クラス全体で情報を共有します。



### 【協働学習】

学んでいる内容などについて、学習用パソコンで「調べ学習」を行い、生徒同士で意見を交換して理解を深めます。



### 【個別学習】

画面上のデジタルワークシートに、デジタルペンで書き込んだり消したりの試行を繰り返します。



### 【協働学習】

集めた情報を整理、分析し話合うことで、自分とは異なる視点を得て、思考を深めます。



### 【個別学習】

オンライン英会話で、国際理解を深め語学習得も目指します。

## 高校生ICT利活用プレゼンテーション大会を開催しています

県教育委員会では、高校生のICTへの関心や情報活用能力を高め、日頃の取組の成果を発表する場、高校生ならではの視点で情報発信を行う場として「高校生ICT利活用プレゼンテーション大会」を開催しています。

昨年度の大会には、佐賀県内の高校から100作品を超える応募があり、大会当日は第一次審査を勝ち抜いた団体4グループ、個人5人がプレゼンテーション力を競いました。「チャンスをつかめ！～松原香るお土産づくり～」「『ショウガイ』スポーツを楽しむ」「Peace&Gender」「美味しく健康に～父のためにできること～」など多岐にわたるテーマでプレゼンテーションが行われました。

令和元年度高校生ICT利活用プレゼンテーション大会は、12月14日(土)に東与賀文化ホールで開催します。生徒の学習成果の集大成ともいえる、熱い思いが詰まったプレゼンテーションを見に来てください。

詳しくは

教育情報化支援室 ☎ 0952(25)7222 FAX 0952(25)7286 ✉ gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp

## 知っていますか？ 「教育機会確保法」

「教育機会確保法」は、正式には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」と言います。これは、不登校の子供たちへの教育の機会の確保や夜間等に授業を行う学校での就学機会の提供などを推進することを目的としています。特に不登校の子供たちへの支援にもかかわる重要な法律です。

この法律では、不登校について、どんなことが書かれているのでしょうか。法律の施行後、国が定めた基本指針を抜粋して説明します。

### ①児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

- ・全ての児童生徒にとって、学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力ある学校づくりを推進
- ・学校が楽しく、安心できる居場所であるために、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりを推進
- ・学業の不振が不登校のきっかけとならないよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個々に応じた指導の充実を推進

### ②不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

- ・効果的な支援を行うために、不登校のきっかけや継続理由、当該児童生徒が学校以外の場において行っている学習活動の状況等の把握
- ・きめ細かい支援を行うために、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら取組を推進
- ・不登校児童生徒の意思を十分に尊重し、状況によっては休養が必要なことがあることも留意しつつ、個々に応じた学習活動等の支援を充実
- ・不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者会に関する情報提供等必要な支援
- ・児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す



## スクールカウンセラーに相談をしてみませんか。

現在、子供たちが抱える悩みや課題も多様化しており、災害や突発的な事件、事故等に見舞われることもあります。そのような中、子供たちが抱える悩みや課題の解決に向け、心理の専門家である「スクールカウンセラー」を配置し、県内の全ての公立学校で相談できる体制を整えています。

### スクールカウンセラーの仕事は？

- ・児童生徒や保護者への相談活動や講話
- ・事件、事故や自然災害等の緊急時に、ストレス対処プログラムの実施や安心した学校生活を送れる環境づくり
- ・不登校、虐待、自然災害等の当事者となった児童生徒に対するカウンセリング等の実施
- ・いじめの当事者への面談だけでなく、周囲の児童生徒への面談を行うなど、いじめの解消や再発防止を支援

### スクールカウンセラーに関するQ & A

Q：どんなことが相談できますか。

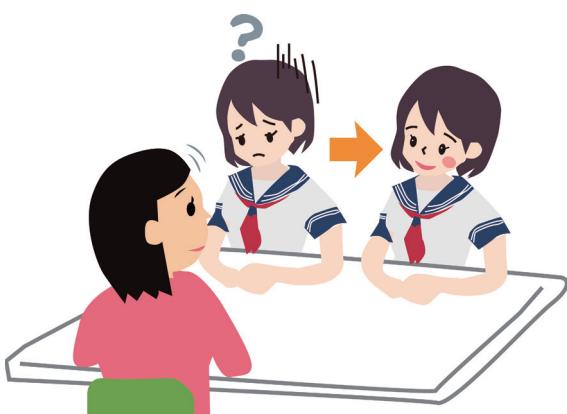
A：友人のこと、学校や家庭のこと、健康のこと、進路や将来のこと、性格のことなど

Q：スクールカウンセラーの相談は、家庭でも受けることができますか。

A：相談の場所は、基本的に学校内のみです。

Q：相談の予約はどうすればいいですか。

A：担任の先生か教育相談担当の先生に連絡をとり、相談を受けることができます。（学校ごとに方法は異なります）



※相談を希望される方は、各学校までご連絡ください。

※スクールカウンセラーへの相談は、普段の生活の中での「ちょっと困ったこと」「なんだか気になること」の相談でも結構です。どうしたらいいか不安になった時、気分がすっきりしない時、気軽に相談してください。

# 学校における働き方改革の取組を推進しています

県教育委員会では、業務改善や効率化など、学校における働き方改革の取組を推進しています。

## 学校における働き方改革の目的

文部科学省の教員勤務実態調査において、教員の厳しい勤務実態が明らかとなりました。

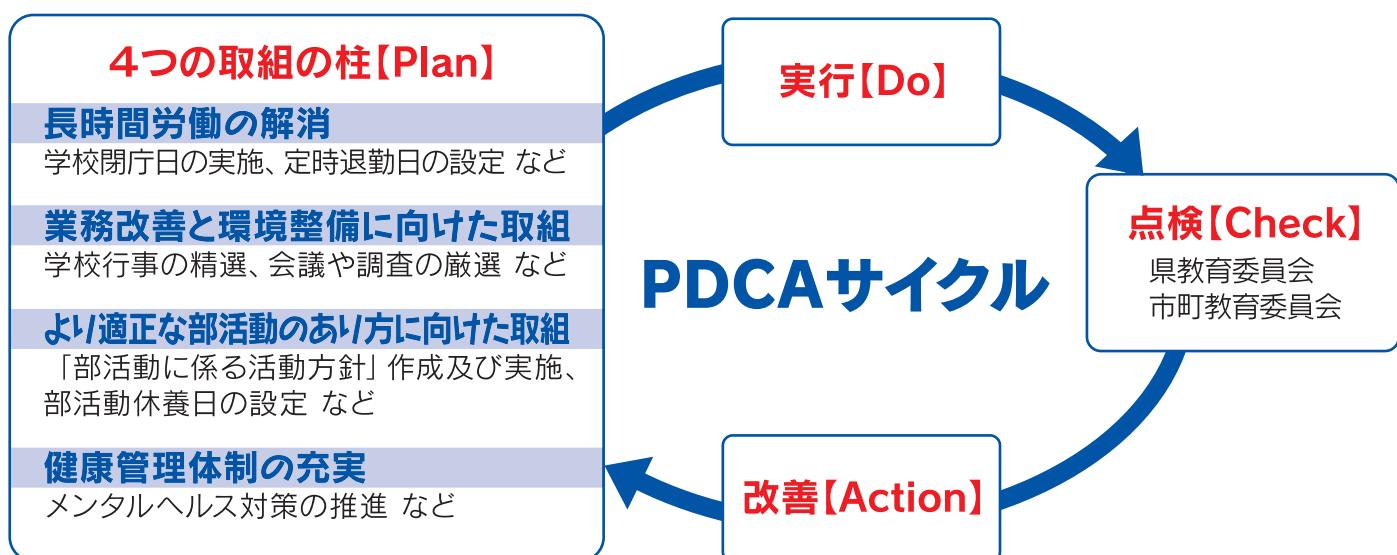
教員が限られた時間の中で、自らの授業を磨くとともに、心身ともに健康で日々の生活の質や教職人生を豊かにし自らの人間性や創造性を高めていくことで、児童生徒に対して、質の高い効果的かつ持続可能な教育活動を行うことができます。

未来の佐賀県を背負う児童生徒の成長のために、「学校における働き方改革」の取組を推進します。

## 佐賀県教育委員会の取組

県教育委員会では、平成29年9月に「学校現場の業務改善計画」を策定し、4つの取組の柱のもと、教育委員会や学校が行う具体的な取組を定めて、実践しています。

また、この計画はPDCAサイクルにより、進捗状況を点検し、改善を行うこととしています。



## 県教育委員会と市町教育委員会の連携

県内の市町教育委員会でも、県教育委員会と同様の業務改善計画が策定され、学校における働き方改革を推進しています。また、県教育委員会と市町教育委員会で連携・統一した取組についても積極的に行います。

## 保護者の皆様へ

学校における働き方改革の取組を推進するためには、何より保護者の皆様のご協力が必要となります。今後、各学校において、例えば、学校閉庁日の設定や時間外電話対応を留守番電話にするなどの取組が行われた場合は、この働き方改革の目的をご理解いただき、ご支援ご協力をよろしくお願ひします。

文部科学省では、学校における働き方改革に関するホームページを作成しています。公式プロモーション動画など多数の情報が掲載されています。是非ご覧ください。



文部科学省働き方改革

検索

詳しくは 教職員課 ☎ 0952(25)7226 FAX 0952(25)7319 ✉ kyoushokuin@pref.saga.lg.jp

- 「教育だより きらめく人づくり」では、皆さんからのご意見、ご感想をお待ちしています。



佐賀県教育庁 教育総務課 危機管理・広報担当

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 ☎ 0952(25)7398 FAX 0952(25)7281

URL: <http://www.pref.saga.lg.jp> ✉ kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp

※佐賀県教育委員会が収集した個人情報は、「佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム」に従い、各事業の実施以外の目的で使用することはありません。